七七　炭素鋼製突合せ溶接式継手に対し不当廉売関税を課する期間として関税定率法第八条第一項の規定により指定された期間が満了した件　三一　68　九八

七八　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和五年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　三一　68　九八

七九　株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件の一部を改正する件　三一　68　九三

八〇　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等及び財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式の一部を改正する告示　三一　68　九三

八一　個人情報の保護に関する法律に定める財務大臣の権限を委任する件　三一　68　九四

八二　財務省の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件　三一　68　九四

八三　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　三一　68　九五

八四　日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三一　68　九五

八五　租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件（令和三年三月財務省告示第八十号）の一部を改正する件　三一　68　九五

八六　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　三一　68　九五

八七　関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件　三一　68　九五

八八　所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三五

八九　消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三五

九〇　消費税法別表第一第六号の規定に基づき、財務大臣の定める資産の譲渡等及び金額を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三五

九一　消費税法施行令第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条第三項、第五十八条の二第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）附則第六条第二項並びに消費税法施行規則第五条第三項及び第十六条第三項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三五

九二　消費税法施行令第二条の四第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件　三一　特25　三六

九三　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣の定める取引に関する事項を定める件　三一　特25　三六

九四　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三七

九五　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める件の一部を改正する件　三一　特25　三七

九六　法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件　三一　特25　三七

九七　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三一　特26　七一

九八　関税法施行規則第十条第四項第五号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を定める件の一部を改正する件　三一　特26　七四

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

一　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示　三一　68　九五

財務省、厚生労働省

一　株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件　三一　68　九五